

監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社大功組	代表者氏名	大久保 篤史
主たる営業所の所在地	兵庫県加東市		
許可番号	兵庫県知事許可（特－４） 第352776号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、左、と、石、屋、夕、鋼、筋、舗、し、板、ガ、塗、防、内、園、具、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年3月15日	処分を行った者	北播磨県民局長
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第2号及び第3号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止			
1 停止を命じる営業の範囲 公共工事に係るもの			
2 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間			
処分の原因となった事実			
株式会社大功組は、兵庫県加東市が発注した「庁舎改修工事」及び「上水道事業老朽管更新工事」に関して、同社元代表役員1名が令和5年7月20日神戸地方裁判所において、公契約関係競売等妨害罪により懲役1年6月、執行猶予3年の判決が言い渡され、同年8月4日に刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。			
その他参考となる事項			